

# 東北管区警察局市民応接向上推進委員会設置運営要綱

昭和62年11月26日 東北管区警察局訓令第1号

改正 平成6年 東北管区警察局訓令第2号  
平成13年 東北管区警察局訓令第5号  
平成16年 東北管区警察局訓令第2号  
平成17年 東北管区警察局訓令第2号  
平成21年 東北管区警察局訓令第3号

## (委員会の設置)

第1条 東北管区警察局に市民応接向上推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (委員会の任務)

第2条 委員会は、各種の警察活動における警察職員の市民応接の向上に関する方策について総合的に検討し、その推進を図ることを任務とする。

## (委員会の構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、委員長付及び委員をもって構成する。

2 委員会の委員長は、局長とし、副委員長は総務監察・広域調整部長をもって充てる。

3 委員長付は、情報通信部長及び管区警察学校長をもって充てる。

4 委員は、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

総務監察・広域調整部警務課長

総務監察・広域調整部監察課長

総務監察・広域調整部会計課長

総務監察・広域調整部広域調整第一課長

総務監察・広域調整部広域調整第二課長

総務監察・広域調整部高速道路管理官

情報通信部通信庶務課長

情報通信部機動通信課長

情報通信部通信施設課長

情報通信部情報技術解析課長

管区警察学校庶務部長

管区警察学校教務部長

管区警察学校指導部長

その他委員長が指名する者

## (委員会の運営)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

3 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## (幹事会)

第5条 委員会を補佐させるため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

|     |                      |
|-----|----------------------|
| 幹事長 | 総務監察・広域調整部警務課長       |
| 幹事  | 総務監察・広域調整部警務課調査官（秘書） |
|     | 総務監察・広域調整部警務課調査官（庶務） |
|     | 総務監察・広域調整部監察課調査官（庶務） |
|     | 総務監察・広域調整部会計課調査官     |
|     | 総務監察・広域調整部広域調整第一課調査官 |
|     | 総務監察・広域調整部広域調整第二課調査官 |
|     | 総務監察・広域調整部高速道路管理官付補佐 |
|     | 情報通信部通信庶務課調査官        |
|     | 情報通信部機動通信課情報通信調査官    |
|     | 情報通信部通信施設課情報通信調査官    |
|     | 情報通信部情報技術解析課情報通信調査官  |
|     | 管区警察学校庶務課長           |
|     | 管区警察学校会計課長           |
|     | 管区警察学校教務科長           |
|     | 管区警察学校学生科長           |
|     | その他幹事長が指名する者         |

3 委員会の運用に関する第4条第1項及び第2項の規定は、幹事会の運営について準用する。

4 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。  
（庶務）

第6条 委員会及び幹事会の庶務は、総務監察・広域調整部警務課において行う。

附 則

この要綱は、昭和62年11月26日から施行する。

附 則（平6. 7. 1東北管警訓2）

この訓令（警察法施行規則の一部改正等に伴う関係訓令等の整備に関する訓令）は平成6年7月1日から施行する。

附 則（平13. 3. 30東北管警訓5）

この訓令（警察庁組織令等の一部改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令）は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平16. 4. 5東北管警訓2）

この訓令は、平成16年4月5日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平17. 4. 1東北管警訓2）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平21. 3. 31東北管警訓3）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。